

令和7年度（第4回）山口市公共交通委員会 議事次第

日 時 令和8年1月26日（月）14時から

場 所 山口市役所4階 庁議室

1 議事（委員会事業）

(1) 令和7年度事業の進捗状況について

- ① 山口市総合時刻表
- ② 山口市ノーマイカーデー
- ③ パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライド事業
- ④ 運転士確保事業
- ⑤ 公共交通教室
- ⑥ クルマと公共交通の上手な使い方を考えるプロジェクト
- ⑦ 山口市民公共交通週間

(2) 令和8年度事業計画及び予算（案）について

2 報告事項

- ① シェアサイクル実証事業について
- ② 第三次山口市市民交通計画（次期山口市地域公共交通計画）の策定に向けて

3 その他

令和7年度山口市公共交通委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	原 田 憲 一	山口市
副委員長	鈴 木 文 彦	交通ジャーナリスト
委 員	森 栗 茂 一	大阪大学
	鈴 木 春 菜	山口大学
	増 本 好 夫	山口市自治会連合会
	徳 永 雅 典	山口市社会福祉協議会
	大 原 敏 之	山口商工会議所
	藤 井 利 佳	国土交通省中国運輸局山口運輸支局
	山 根 裕 市	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所
	田 村 良 雄	山口県観光スポーツ文化部交通政策課
	林 久 晃	山口県山口警察署
	中 嶋 行 彦	山口県防府土木建築事務所
	西 嶋 俊 輔	西日本旅客鉄道株式会社広島支社地域交通（山口）
	河 合 貴 志	防長交通株式会社
	吉 崎 祐 司	J Rバス中国株式会社
	黒 田 寛	宇部市交通局
	後 藤 聖 治	有限会社嘉川タクシー
	則 安 聡 一 郎	島地タクシー有限会社
	村 上 忍	一般社団法人 Happy Education
	藤 田 英 二	社会福祉法人アス・ライフ
	藤 江 祥 子	市民公募委員
	三 浦 た か 子	市民公募委員

令和7年度第4回山口市公共交通委員会席次表

令和8年1月26日（月）14時から
山口市役所4階 庁議室

交通ジャーナリスト 鈴木 文彦 副委員長		山口市副市長 原田 憲一 委員長	
山口県山口警察署 交通課 課長 林 久晃 委員		大阪大学 招聘教授 森栗 茂一 委員	
山口県防府土木建築事務所 山口支所 維持管理第二課 課長 中嶋 行彦 委員		山口市自治会連合会 理事 増本 好夫 委員	
西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部広島支社地域 交通（山口）課長 西嶋 俊輔 委員		山口市社会福祉協議会 会長 徳永 雅典 委員	
防長交通株式会社 乗合営業部長 河合 貴志 委員		山口商工会議所 運輸交通部 部会長 大原 敏之 委員	
JRバス中国株式会社 運 輸部 生活交通活性化推進 室 室長 吉崎 祐司 委員		国土交通省中国運輸局 山口運輸支局 首席運輸企画専門官 國宗 裕司 委員 代理	
宇部市交通局 交通事業課 副課長 黒田 寛 委員		国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 山口国道維持出張所 所長 山根 裕市 委員	
山口地区タクシー協会 有限会社嘉川タクシー 代表取締役社長 後藤 聖治 委員		山口県観光スポーツ文化 部交通政策課 課長 田村 良雄 委員	
山口地区タクシー協会 島地タクシー有限公司 代表取締役 則安 聡一郎 委員		市民公募委員 藤江 祥子 委員	
(一社) Happy Education 代表理事 村上 忍 委員		市民公募委員 三浦 たか子 委員	
社会福祉法人アス・ライフ 理事長 藤田 英二 委員			

事務局				
山口市交通政策課 主幹 岡村 浩二	山口市交通政策課 課長 山本 哲也	山口市都市整備部長 清水 弘美	山口市都市整備部次長 小野 智紀	山口市都市整備部 技術担当次長 山根 智成
事務局	事務局	事務局	事務局	事務局

随行

傍聴席

令和7年度第4回 山口市公共交通委員会

議事

議事(1)	令和7年度事業の進捗状況について	・・・	1
議事(2)	令和8年度事業計画及び予算（案）について	・・・	13

令和7年度山口市公共交通委員会 事業進捗状況

① 山口市総合時刻表

事業内容	事業評価
<p>1 山口市総合時刻表</p> <p>① 発行状況 令和7年10月変更箇所抜粋版：10,000部 令和8年4月通年版：18,000部（予定）</p> <p>② 配布・設置場所 公共施設、バス車内、駅構内、 観光案内所、大型商業施設、病院 等</p> <div data-bbox="226 981 483 1350"> </div> <p>▲R7.4 通年版</p> <div data-bbox="523 981 780 1350"> </div> <p>▲R7.10 変更箇所抜粋版 (小冊子:A4二つ折り)</p> <div data-bbox="226 1473 780 1809"> </div> <p>▲R7.10 電子版の二次元コードを印刷したカード (名刺サイズ)</p>	<p>■実施効果</p> <p>配布数の追加希望や、市民から役立っているとの声をいただいていることから、公共交通利用者の利便性向上に一定の効果が認められます。</p> <p>■課題・改善策</p> <p>各交通事業者において、10月にダイヤ改正を行う路線が少ないため、省資源化、効率化を図る観点から、年2回の発行を4月の1回とし、10月には、電子版の作成および変更箇所のみを掲載した小冊子（A4二つ折り）を発行しました。</p> <p>なお、電子版については、スマートフォン等で簡単に読み取りできる名刺サイズのポケットカードを作成し、観光案内所やホテルに配布することで利用促進を図っています。</p> <p>引き続き、利用者の声を反映しながら、限られた予算の中で多くの方に利用してもらえる時刻表となるよう、電子版の有効活用を含め、使いやすい時刻表の発行を検討します。</p>

② 山口市ノーマイカーデー

事業内容	事業評価
<p>1 山口市ノーマイカーデー</p> <p>毎月月末金曜日を山口市ノーマイカーデーとして取り組んでいます。ノーマイカーデーの推進により、公共交通の利用促進、二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の緩和、事故の防止に向けたノーマイカー通勤の習慣化を図っています。</p> <p>また、公共交通を利用するきっかけづくりとして、ノーマイカーデーの日にバス半額割引や協賛施設・店舗の特典サービスを受けることができる「山口市ノーマイカーデー バス半額カード」をノーマイカーデー参加事業所・団体、個人に随時配布しています。</p> <p>今年度から、毎月月末金曜日にこだわらず、月1回以上を目標に公共交通を利用することを目標としたノーマイカーデー「プラス」の実践を呼びかけました。</p>	<p>■実施効果</p> <p>毎月、市内 17 事業所・団体の 3,000 人前後、個人約 100 人前後が参加している中で、事業所・団体の実施者数は毎月 100 人弱の状況です。</p> <p>ノーマイカーデー「プラス」では、月に 600～700 回の公共交通利用がありました。</p> <p>■課題・改善策</p> <p>今年度から、参加事業者等の負担軽減を図るため、管理者による取りまとめた報告から参加者個人での報告へと変更しました。また、「つなぐカード」から「バス半額カード」へと分かりやすい表記へ変更しました。</p> <p>しかしながら、低調な実績が続いているため、ソーシャルメディア等の活用により周知も行いつつ、実施方法の見直しについても検討します。</p>

③ パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライド事業

事業内容	事業評価
<p>1 置くとバス駐車場（パーク・アンド・ライド）事業（6カ所）</p> <p>中山間地域等で慣れた地域内はマイカー移動が可能な高齢者を対象に、地域外へ移動する際に公共交通機関への乗り換えを推進するものです。</p> <p>【既存の駐車場】</p> <p>① [徳地]防長交通(株)堀駐在（8台分） 最寄り交通機関：「堀」バス停</p>	<p>■実施効果</p> <p>防長交通堀駐在内の「置くとバス駐車場」については、平成 30 年 12 月末に利用開始し、ほぼ毎日 5～6 台程度の駐車があります。</p> <p>鑄銭司地域交流センターについては、利用登録者が 123 名、定期的な利用が 1～3 台程度あります。</p> <p>令和 6 年度に新たに利用開始した JA 小鯖支所及び阿東支所の駐車場につい</p>

②[名田島]南総合センター (5 台分)

最寄り交通機関：

「南総合センター」バス停

③[鑄銭司]鑄銭司地域交流センター

(10 台分)

最寄り交通機関：JR 四辻駅

「四辻駅入口」バス停

④[徳地]やまぐちサッカー交流広場

第 2 駐車場

最寄り交通機関：

「やまぐちサッカー交流広場」

「掛鼻」バス停

⑤[小鯖]JA 小鯖支所駐車場 (7 台分)

最寄り交通機関：「八反田」バス停

⑥[阿東]JA 阿東支所駐車場

最寄り交通機関：JR 徳佐駅

「徳佐駅前」バス停

2 サイクル・アンド・ライド事業

(19 カ所)

自転車から公共交通機関への乗換用駐輪場を確保することにより、乗り継ぎをよくするものです。

【既存の駐輪場】

①[仁保]スーパーまるしょう仁保店

②[宮野]防長交通山口営業所

③[大内]アルク大内店

④[大内]大内地域交流センター

⑤[大内]ゆめタウン山口

⑥[白石]一の坂川交通交流広場

⑦[白石]山口市民会館

⑧[白石]山口情報芸術センター

⑨[白石]アルク山口店

⑩[湯田]ファミリーマート山口泉都町店

⑪[湯田]コープいずみ店

ては、毎日ではないものの、1~2 台程度の利用があります。

こうしたことから、一定程度の実施効果があるものと考えています。

■課題・改善策

引き続き、地域広報紙などを通じてさらなる周知を図ります。

また、鉄道駅や他の地域における設置も検討していきます。

■実施効果

天候等にもより利用のない日もありましたが、2~5 台程度の利用がなされており、効果があるものと考えています。

■課題・改善策

停留所周辺に協力いただける店舗や事業者があることが条件となりますが、今後も要望を踏まえ、調整していきます。

引き続き、山口市総合時刻表や公共交通マップ、市報、ソーシャルメディア等を通じて広報を行っていきます。

<p>⑫[吉敷]吉敷地域交流センター ⑬[大歳]維新百年記念公園第11駐車場 ⑭[平川]アルク平川店 ⑮[平川]JAふれあい平川支所 ※令和7年3月新設 ⑯[小郡]上郷駅前駐輪場 ⑰[小郡]小郡保健福祉センター ⑱[秋穂]西中国信用金庫秋穂支店 ⑲[阿知須]サンパークあじす店舗西側駐車場</p>	
--	--

④ 運転士確保事業

事業内容	事業評価
<p>1 バス・タクシー運転士体験会& 就業説明フェア</p> <p>深刻な運転士不足に対応するため、相談ブースを設けた事業者との就業説明会やバスやタクシーを実際に運転できる機会を設けることで、運転士の仕事への理解を深め、就業へのきっかけづくりとすることを目的に下記のとおり実施しました。</p> 	<p>■実施効果</p> <p>山口県央連携都市圏域（山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、島根県津和野町）の7市町で連携して山口市、宇部市の2会場で実施しました。</p> <p>総来場数は37名となり、バス運転体験については25名、タクシー運転体験には12名の参加がありました。</p> <p>就業を意識した参加を呼び掛けたため、就業説明ブースにおいては、バス運転体験に参加された方のみならず、バス運転体験されなかった方にも多く参加いただき、各ブースで長時間にわたり熱心に質問をされる姿が見られるなど、今後の運転士確保に繋がる取組を実施できました。これまでに3名の方が本イベントを契機に就業されました。</p> <p>■課題・改善策</p> <p>イベントを通じて、実際の就業につながるよう、引き続き事業者とも連携しながら運転士確保に取り組みます。</p> <p>また、山口県央連携都市圏域7市町に</p>

<p>【実施状況】</p> <p>① 宇部会場 日 時 令和7年10月19日(日) 10時～14時 場 所 宇部中央自動車学校</p> <p>② 山口会場 日 時 令和7年11月23日(日・祝) 10時～15時 場 所 山口県湯田自動車学校</p> <p>【実施内容】 バス(大型・中型)、タクシーの運転体験、タクシー車両操作見学会、就業説明・相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共催 中国運輸局山口運輸支局 ・後援 厚生労働省山口労働局 ・協力 山口県、山口県バス協会、山口県タクシー協会 	<p>において、更なる周知に取り組みます。</p>   
---	--

⑤ 公共交通教室

事業内容	事業評価
<p>1 公共交通教室</p> <p>バス事業者、山口運輸支局と連携しながら、主に小学校の児童を対象に、マナークイズ、車椅子での乗降体験、路線バス乗車体験等を行いました。</p> <p>参加者計：403名</p>	<p>■実施効果</p> <p>令和7年度については計11回の開催となりました。</p> <p>参加児童からは「楽しかった」「今度乗る時に参考にしたい」等の感想のほか、バス運転士を応援するメッセージもいただきました。また多くの学校から本事業の継続実施を希望するとの声をいただいています。</p>

【実施状況】

① 名田島小学校

- ・実施日 令和7年5月27日（火）
- ・対象 1～2年生 9名

② 小鯖小学校

- ・実施日 令和7年6月19日（木）
- ・対象 3年生 15名

※交通安全教室と合同開催

③ 鑄銭司小学校

- ・実施日 令和7年6月19日（木）
- ・対象 2年生 11名

④ 佐山小学校（PTA活動）

- ・実施日 令和7年6月20日（金）
- ・対象 1年生 18名

⑤ 井関小学校（PTA活動）

- ・令和7年7月11日（金）
- ・対象 1年生 8名

⑥ 小郡あどべん

- ・実施日 令和7年8月9日（土）
- ・対象 4～6年生 62名

※実施主体はおごおりウィークエンドアドベンチャー実行委員会

⑦ 大海小学校

- ・実施日 令和7年9月9日（火）
- ・対象 1～2年生 20名

⑧ 興進小学校

- ・実施日 令和7年10月23日（木）
- ・対象 1～2年生 26名

⑨ 大内地区社会福祉協議会

- ・実施日 令和7年11月6日（木）
- ・対象 大内地域在住の高齢者 22名

⑩ 阿知須小学校

- ・実施日 令和7年11月7日（金）
- ・対象 1～2年生 146名

⑪ 上郷小学校

- ・実施日 令和7年11月25日（火）
- ・対象 2年生 66名

また、大内地区社会福祉協議会と共同で高齢者を対象とした教室を実施しました。座学では、自分の最寄りのバス停や路線を調べたり、時刻表の見方の説明、実際に路線バスでの乗降を通じて高齢者の外出支援ができ、実践的な教室を開くことができました。

本教室を通じて、バスへの関心や理解を深めることができたものと考えています。

■課題・改善策

今後については、現在の体制を維持しつつ、より良い実施方法について検討していく必要があります。

学校単位だけでなく、全市的に参加者を募集しての教室開催も検討していきたいと考えています。今後も、交通安全協会や地区社協等と連携して様々な地域での開催も検討していきます。



<p>2 広報・周知方法 小学校への文書送付、地域交流センターへのポスター、市報4月15日号への掲載</p>	
---	--

⑥ クルマと公共交通の上手な使い方を考えるプロジェクト

事業内容	事業評価
<p>1 モビリティ・マネジメント(MM) 公共交通利用者が年々減少しており、公共交通機関の確保維持が大きな課題となっています。 こうした中で、①～③のMMの取組を実施しました。</p> <p>① 小学生向け 令和6年度に作成した路線図や子育て世代に向けたお役立ち情報などをまとめた「親子でおでかけマップ」をもとに、交通系ICカードを使って路線バスに乗るスタンプラリー「路線バスに乗って冒険しよう！～街中をめぐるスタンプラリー～」を開催しました。このイベントでは、企画から運営まで「山口大学公共交通利用促進学生会議」の学生と共同で行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時 令和7年12月7日(日) 9時～15時半 ・対 象 市内の小学生4～6年生 ・内 容 午前の部：路線バスに乗って、市役所周辺、湯田温泉周辺の各アクセスポイントを巡り、スタンプラリーやミッションを実施 午後の部：YCAM館内ツアーに参加 	<p>※注 モビリティ・マネジメント(MM)とは、多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ(移動状況)が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組を指します。</p> <p>■実施効果</p> <p>① 小学生向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数15名(うち、小学生14名) ・アンケート結果概要 小学生対象：「時刻表の見方や交通系ICカードの使い方が分かった」「便利だった」「また乗ってみたい」という意見が大多数を占めました。 保護者対象：「ゲーム感覚で楽しく、公共交通機関を利用できた」という御意見や「実施前後で子供の公共交通機関に関する関心が変わったと思う」と回答がありました。 ・企画から運営まで大学生と協力して実施したことで、小学生が喜ぶ遊びを交えたイベントとなり、当日も一人ひとりにきめ細やかな対応ができました。 

小学生を対象とした事前事後の計2回のアンケートおよび保護者を対象とした事後アンケートを実施。

② 商工会議所会員向け

山口商工会議所と連携した取組として、会員事業所の従業員を対象に、通勤や買い物で公共交通を利用の創出を図るため、公共交通に関するセミナーと、交通系ICカード、やまぐち TAXI アプリ、シェアサイクル利用のモニター調査を実施しました。（山口商工会議所に委託）

【セミナー開催】

- ・対象 商工会議所会員
- ・日時 令和7年10月24日（金）
14時～15時半
- ・内容 モニター調査実施前の公共交通に関するセミナーとグループワーク

【モニター調査】

- ・対象 商工会議所会員
- ・期間 令和7年10月～12月
- ・内容 交通系ICカード(ICOCA3,000円)及びやまぐち TAXI アプリのクーポン(500円×2枚)を配布。モニター申込と実施後の計2回アンケート調査を実施



② 商工会議所会員向け

【セミナー開催】

- ・参加者数 24名(21事業所)

公共交通の利用に向けた意識向上に向けたセミナーに加え、総合時刻表や公共交通マップを活用したグループワーク、やまぐち TAXI アプリ、シェアサイクルの利用方法の周知等を行い、モニター実施を前に、市内の公共交通について知ることができました。



【モニター調査】

- モニター数 100名
- ※現在、アンケートを集計中

■課題・改善策

市内の公共交通の利用促進を引き続き図るため、公共交通を利用する機会や意識醸成に取り組む必要があります。

そのため、令和7年度の取組の成果等を踏まえ、子育て世代や就業者等のニーズに合わせたモビリティ・マネジメントの取組を引き続き検討します。

<p>③ 市職員向け</p> <p>今年度は、希望する職員を対象に 4 月 15 日～5 月 15 日を期間として交通系 IC カードモニター調査を実施しました。</p> <p>実施期間 4 月 15 日～5 月 15 日</p> <p>・内 容 職員労働組合の予算により、交通系 IC カード(ICOCA3,000 円)を配布し、公共交通で通勤する。モニター終了後にアンケート調査を実施。</p>	<p>■実施効果</p> <p>③ 市職員向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニター（参加者）数 30 名 <p>アンケートでは通勤における公共交通の利用について、24%の職員がモニター調査後も調査期間中と同じ頻度で、59%の職員が「利用回数は減ると思うが利用したい」と回答しており、また、「この調査をきっかけに通勤方法を公共交通に切り替えたい」という回答もありました。</p> <p>さらに、モニター調査をきっかけに、お出かけの際に公共交通の利用を考えるようになったという回答や家族や知人に公共交通利用を勧めたという回答もあり、職員の公共交通利用に関する意識変革を促進する効果が見られました。</p> <p>■課題・改善策</p> <p>市職員が公共交通を利用するきっかけづくりの創出に向け、セミナーの開催やモニター調査の実施などの新たな手法についても検討していきます。</p>
---	---

⑦ 山口市民公共交通週間

事業内容	事業評価
<p>1 山口市民公共交通週間</p> <p>【実施期間】</p> <p>令和7年10月25日(月)～11月2日(日)</p> <p>公共交通の必要性や過度なマイカー利用がもたらす環境負荷、交通渋滞・事故等の社会的弊害を、市民の皆様へ情報提供し、公共交通を身近に体験していただく</p>	<p>■実施効果</p> <p>公共交通週間において利用可能なバス半額券を市報10月1日号及び「オーガニック&ナチュラルライフガーデンフェア」のチラシに刷り込む形で配布し、期間中524枚のバス半額券の利用がありました。</p>

ことを通じて、公共交通利用に対する意識を醸成することを目的に山口市民公共交通週間を実施しました。

① オーガニック&ナチュラルライフガーデンフェア

- ・日 時 令和7年11月2日(日)
9時~15時
- ・場 所 山口市中央公園
- ・来場者数 5,500人

今年度は、市農業振興課主催の「オーガニック&ナチュラルライフガーデンフェア」に公共交通委員会としてブース出展し、公共交通のPRを行いました。



■実施効果

① オーガニック&ナチュラルライフガーデンフェア

公共交通ふれあいフェスタのときと同様に、公共交通機関で来場された方には、公共交通抽選会に参加できる抽選券を配付し、公共交通の利用促進にも努めました。

抽選券 配布枚数 152枚

幅広い年齢の来場者に、公共交通の利用を呼びかけることができました。

抽選会の他にも缶バッジコーナーを設け、その場で色塗りをしてもらい、缶バッジにして配布しました。約120人の子どもや大人が缶バッジを作成しました。



■課題・改善策

公共交通ふれあいフェスタの2倍以上の来場者数があり、多くの方に公共交通に触れていただきました。

今後も、利用意識の醸成が図られるよう、集客イベントへのブース出展やその内容などについて、交通事業者と連携しながら検討し、取組を進めます。

② 市内一斉ノーマイカーデー

・日 時 令和7年10月31日（金）
市内事業者に御協力いただき、従業員の方にバス・鉄道・タクシーで通勤いただきました。

③ バスのお仕事体験&バックヤードツアー

今年度からの新たな取組として、市内の小学生を対象に、普段は見るできないバスの仕事の裏側を見学・体験してもらうことで、バスを身近に感じてもらい、公共交通の利用促進や将来の職業候補の一つとして関心を持ってもらうことを目的に下記のとおり実施しました。

・日 時 令和7年12月6日（土）
午前の部:10時から12時まで
午後の部:14時から16時まで
※午前と午後は同じ内容
・対 象 市内の小学生 20名程度
・場 所 防長交通山口営業所
・内 容 点呼体験、日常点検体験、運転士体験&乗り方教室、非常口からの降車体験、バスに乗っての洗車機体験を実施。また、毎年12月に運行されているク

■実施効果

② 市内一斉ノーマイカーデー
市内事業者37社に御協力いただきました。

■課題・改善策

引き続き、市内事業者、市職員の市内一斉ノーマイカーデーへの参加促進を図ります。

市内一斉ノーマイカーデーについて、取組のマンネリ化もあることから、通常のノーマイカーデーと併せて、取組方法などを検討します。

■実施効果

③ バスのお仕事体験&バックヤードツアー

・参加者数 15名
・参加者アンケート結果概要
小学生対象：半数以上の方が「今回のイベントをきっかけにもっとバスに乗りたいと思った」と回答し、「自分が飾り付けたクリスマスバスをバスに乗って見てみたい」などの感想もありました。

保護者対象：貴重な経験の場であり、内容もとても分かりやすかったとの回答がありました。

■課題・改善策

イベントを通じて、未来の公共交通を担う子どもたちに、路線バス等の公共交通の魅力を発信できるよう、引き続き、事業者とも連携しながら取り組めます。

クリスマスバス車内の飾りつけ体験も併せて実施。



**バスのお仕事体験
&
バックヤードツアー**

普段は見ることができないバスのお仕事の様子を見学・体験しよう！
バスにクリスマスの飾りつけをしてみよう！

場所 ※ 防長交通株式会社営業所 山口中宮野下1227-6
※ 駐車場あり

日時 ※ 令和7年12月6日(土)
①午前の部 10:00～12:00
②午後の部 14:00～16:00
※ 申込は先着順です。

対象 ※ 各部 市内小学生10名
※ 保護者同伴
※ 申込者数の場合は抽選となります。

内容
.....
* 乗降器具体験
* 運転士体験＆乗付先教室
* 非常口降車体験
* 注意喚起体験
* クリスマスバス飾りつけ体験

申込はこちら

申込：直接申込
11月18日(水)抽選結果をメールにてお知らせします。

お問い合わせ：山口公共交通委員会事務局（山口公共交通センター内）
TEL：083-934-2724 FAX：083-934-2614
主催：山口公共交通委員会 / みんなが利用したくなる生活交通情報会議



令和8年度事業計画及び予算（案）

1 事業計画（案）

(1) 主要事業

項 目	内 容
マイカーに頼り過ぎない交通まちづくりの推進 【事業費：1,230千円】	○公共交通を育て支える意識の啓発 公共交通に関する情報の発信 公共交通教室の開催 モビリティ・マネジメントの実施
	○ノーマイカーの推進 市民公共交通週間 ノーマイカーデーの実施
利用しやすい公共交通環境の整備 【事業費：2,105千円】	○利用者の視点に立ったサービスの向上 時刻表の発行
	○待合・乗継環境の向上 パーク・アンド・ライド駐車場の整備 サイクル・アンド・ライド駐輪場の整備
日常生活を支える持続可能な生活交通の確保 【事業費：580千円】	○公共交通機関の維持・確保 運転士体験会の実施
事業費総額	3,915千円

(2) 委員会の開催予定

第1回 開催月 令和8年5月
協議内容 令和7年度事業の評価について
令和7年度決算について
令和8年度事業について

第2回 開催月 令和9年1月
協議内容 令和8年度事業について
令和9年度事業計画及び予算（案）について

※状況により、開催月、協議内容を変更する場合があります。（計画策定に向けて、臨時の委員会を1回程度開催する可能性があります。）

令和8年度 山口市公共交通委員会予算書（案）

歳入

【単位：千円】

科目 款項目	予算額	節		説明
		区分	金額	
1 負担金	4,350			
1 負担金	4,350			
1 負担金	4,350	1 地域負担金	4,350	山口市負担金（公共交通委員会運営事業負担金） 665 山口市負担金（交通政策推進事業負担金） 3,685
2 諸収入	230			
1 諸収入	230			
1 雑入	230	1 預金利子	1 預金利子	
1 雑入	230	2 広告掲載収入	229 総合時刻表広告掲載収入	
合計	4,580			

歳出

【単位：千円】

科目 款項目	予算額	節		説明
		区分	金額	
1 運営費	665			
1 会議費	635			
1 会議費	635	8 報償費	300 報償金	300
1 会議費	635	9 旅費	300 費用弁償	300
1 会議費	635	11 需用費	15 消耗品費	15
1 会議費	635	12 役務費	20 通信運搬費	20
2 事務費	30			
1 事務費	30	11 需用費	10 消耗品費	10
1 事務費	30	12 役務費	20 手数料	20
2 事業費	3,915			
1 事業費	3,915			
1 事業費	3,915	8 報償費	100 報償金	100
1 事業費	3,915			モビリティ・マネジメント講師謝礼 50 公共交通活性化（運転士体験会）謝礼 50
1 事業費	3,915	9 旅費	80 旅費	80
1 事業費	3,915			モビリティ・マネジメント講師旅費 30 公共交通活性化（運転士体験会）講師旅費 50
1 事業費	3,915	11 需用費	2,024 消耗品費	270
1 事業費	3,915			モビリティ・マネジメント消耗品 50 公共交通週間消耗品 170 公共交通教室消耗品 50 印刷製本費 1,754 総合時刻表、マップ作成 1,704 ノーマイカーデーカード・ポスター・チラシ 50 モビリティ・マネジメント リーフレット 0
1 事業費	3,915	12 役務費	180 通信運搬費	150
1 事業費	3,915			ノーマイカーデー依頼文、カード、チラシ送付 20 モビリティ・マネジメントアンケート送付 30 時刻表、交通マップ送付 100 広告料 30 ノーマイカーデー周知 30
1 事業費	3,915	13 委託料	1,050 業務委託料	1,050
1 事業費	3,915			総合時刻表作成 100 バス事業者バックヤードツアー 50 パーク・サイクル・アンド・ライド駐輪区画・サイン作成業務委託 200 モビリティ・マネジメント 商工会議所委託 700
1 事業費	3,915	14 使用料及び賃借料	1 施設等借上料	0
1 事業費	3,915			公共交通週間駐車場等施設借上料 0 土地借上料 1 サイクル・アンド・ライド案内表示板占用使用料 1
1 事業費	3,915	19 負担金補助及び交付金	480 負担金	480
1 事業費	3,915			公共交通活性化（運転士体験会）負担金 480
合計	4,580			

令和8年度 山口市公共交通委員会予算書 運営費及び事業費内訳（案）

【単位：千円】

運営費		R7予算額(A)	R8予算額(B)	増減(B)-(A)		
		365	665	300		665
会議費		335	635	300		
	報償費	150	300	150	報償金	300
	旅費	150	300	150	費用弁償	300
	需用費	15	15	0	消耗品費	15
	役務費	20	20	0	通信運搬費	20
事務費		30	30	0		
	需用費	10	10	0	消耗品費	10
	役務費	20	20	0	手数料	20
						運営費 小計

事業費		R7予算額(A)	R8予算額(B)	増減(B)-(A)		
マイカーに頼り過ぎない交通まちづくりの推進						1,230
公共交通を育て支える意識の啓発						
		1,060	910	▲ 150		
公共交通教室		50	50	0		
	需用費	50	50	0	消耗品費 公共交通教室消耗品	50 50
モビリティ・マネジメント		1,010	860	▲ 150		
	報償費	50	50	0	報償金 モビリティ・マネジメント 講師謝礼	50 50
	旅費	30	30	0	費用弁償 モビリティ・マネジメント 講師旅費	30 30
	需用費	200	50	▲ 150	消耗品費 モビリティ・マネジメント 消耗品	50 50
					印刷製本費 モビリティ・マネジメント リーフレット	0 0
	役務費	30	30	0	通信運搬費 モビリティ・マネジメント アンケート送付	30 30
	委託料	700	700	0	業務委託料 モビリティ・マネジメント 商工会議所委託	700 700

ノーマイカーの推進		R7予算額(A)	R8予算額(B)	増減(B)-(A)		
		720	320	▲ 400		
公共交通週間		370	220	▲ 150		
	需用費	170	170	0	消耗品費 公共交通週間消耗品	170 170
					印刷製本費 公共交通週間ポスター・チラシ	0 0
	委託料	150	50	▲ 100	業務委託料 バス事業者バックヤードツアー	50 50
	使用料及び賃借料	50	0	▲ 50	施設等借上料 公共交通週間駐車場等施設借上料	0 0
ノーマイカーデー		350	100	▲ 250		
	需用費	250	50	▲ 200	印刷製本費 ノーマイカーデーカード・ポスター・チラシ	50 50
	役務費	100	50	▲ 50	通信運搬費 ノーマイカーデー依頼文、カード、チラシ送付	20 20
					広告料 ノーマイカーデー周知	30 30

【単位：千円】

事業費						
利用しやすい公共交通環境の整備					2,105	
利用者の視点に立ったサービスの向上						
R7予算額(A) R8予算額(B) 増減(B)-(A)						
1,904 1,904 0						
時刻表・マップ作成	1,904 1,904 0					
	需用費	1,704	1,704	0	印刷製本費 総合時刻表、マップ作成	1,704
	役務費	100	100	0	通信運搬費 時刻表、交通マップ送付	100
	委託料	100	100	0	業務委託料 総合時刻表作成	100
						100
待合・乗継環境の向上						
R7予算額(A) R8予算額(B) 増減(B)-(A)						
201 201 0						
パーク・アンド・ライド サイクル・アンド・ライド	201 201 0					
	委託料	200	200	0	業務委託料 パーク・サイクル・アンド・ライド駐輪区画・サイン作成業務委託	200
	使用料及び賃借料	1	1	0	土地借上料 サイクル・アンド・ライド案内表示板占用使用料	1
日常生活を支える持続可能な生活交通の確保					580	
公共交通機関の維持・確保						
R7予算額(A) R8予算額(B) 増減(B)-(A)						
474 580 106						
運転士体験会	474 580 106					
	報償費	50	50	0	報償金 公共交通活性化事業（運転士体験会）謝礼	50
	旅費	50	50	0	旅費 公共交通活性化事業講師旅費	50
	負担金補助及び交付金	374	480	106	負担金補助及び交付金 負担金	480
					事業費 小計 3,915	
					運営費・事業費 合計 4,580	

R7予算額計(A)	R8予算額計(B)	増減(B)-(A)
4,724	4,580	▲ 144

令和7年度第4回 山口市公共交通委員会

報告

- | | | | |
|-----|--|-----|---|
| 報告① | シェアサイクル実証事業について | ・・・ | 1 |
| 報告② | 第三次山口市市民交通計画（次期山口市地域公共交通計画）
の策定に向けて | ・・・ | 3 |

シェアサイクル実証事業について

1 概要

市民の皆様の普段の生活における移動手段として、また、観光やビジネスで本市を訪問される方の二次交通として、令和2年9月から令和8年3月31日までを実証期間と定めシェアサイクル実証事業に取り組んでいます。

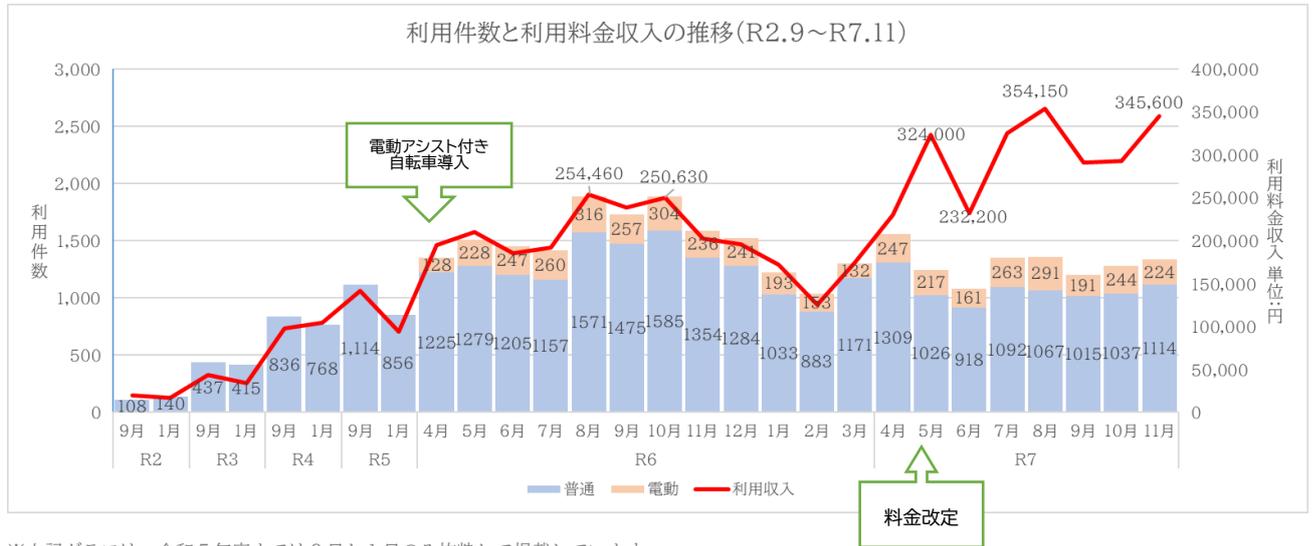
事業開始後、ポート箇所数及び車両台数の拡充に伴い、順調に利用件数が伸びていますが、ランニングコスト等の高止まりにより、収益面については課題が残っています。そのため、令和7年度においては、コストの大幅な圧縮を図るとともに、令和7年5月に利用料金の改定し、収益性の確保に努めています。

2 運用状況(令和8年1月26日現在)

- ・ポート数：44箇所（今年度2箇所新設）
- ・車両数：140台（普通）120台（電動）20台
- ・利用料金：（普通）最初の30分100円（以降10分ごと50円）
8時間未満上限 1,500円
- （電動）最初の30分200円（以降10分ごと100円）
4時間未満上限 1,500円

R7年5月
から

3 利用件数と利用料金収入の推移と登録者数



※上記グラフは、令和5年度までは9月と1月のみ抜粋して掲載しています。

令和7年5月の料金改定以降、利用者数は若干減ったものの、利用料金収入は、令和6年8月の254,460円（料金改定前の最高値）と比較しても、約1.3倍となっており、順調に増加してきています。

- ・登録者数：13,846人（令和7年11月末日時点）

4 今年度の取組(ポート設置を除く)

令和7年4月：山口県立大学フリバフェアにて新入生へシェアサイクル事業チラシの配布、無料キャンペーンの実施

令和7年5月：山口大学学生向け電子掲示板にてシェアサイクル事業周知、無料キャンペーンの実施、料金改定に合わせたパンフレット発行（日本語版2,500部、英語版500部）

令和8年1月：シェアサイクル利用者向けアンケート実施

※実証期間終了を見据え、随時、エコバイク株式会社および他自治体でシェアサイクル事業を行っている事業者と、本格実施に向けた協議等を行っています。

5 令和8年度以降の事業展開(本格実施への移行)

現状の運営体制における収益率の向上や、他事業者の本市への参入意欲の高まりを受け、実証期間を令和8年9月末まで延長した上で、令和8年度はプロポーザル的手法で本格実施に向けた事業者募集の実施を予定しています。現在協議を行っている事業者の中には、イニシャルコストの一部を市が負担すれば、その後、行政負担なしの運営が可能と見込むところもあります。

本格実施の形態としては、本市を「実施主体」、採択事業者を「運営主体」と位置づけ、本事業の運営については採択事業者主導で行う予定としています。

なお、本格実施後も本市は実施主体として、本事業の中心となって取り組むこととし、採択事業者とは、令和13年3月を終期とする協定を締結し、以後随時更新していく予定です。

- ・ポート数：指定ポート17箇所以外は事業者の提案による（予定）
- ・車両数：最低100台とし、最終的な数は事業者の提案による（予定）
※車両数のうち、半分は普通自転車とすることができる。
- ・利用料金：事業者の提案による（予定）

・令和8年度のスケジュール（予定）

	令和8年度						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
プロポーザル準備	公告		結果通知	準備期間			
運営体制	山口商工会議所へ委託（ベンダー：ecobike株式会社）						→採択事業者による運営

第三次山口市市民交通計画

(次期山口市地域公共交通計画)の策定に向けて

1 地域公共交通計画と本市の計画上の位置づけ

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(地域交通法)第5条第1項に規定する計画であり、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランと言えるものです。

本市においては、平成30年3月に、当時の地域交通法に基づく「地域公共交通網形成計画」として「第二次山口市市民交通計画」(計画期間:平成30年度～令和9年度の10年間)を策定しましたが、その後の地域交通法改正に伴い、令和6年3月の中間見直し時に、「地域公共交通計画」へと位置づけを変更しました。この「第二次山口市市民交通計画」が令和9年度をもって計画期間を終了するため、令和10年度からの新たな計画として第三次山口市市民交通計画(次期山口市地域公共交通計画)の策定を予定しています。

2 地域公共交通計画の実質化・アップデートに向けた国の動き

地域交通法に基づく「地域公共交通計画」には、地域交通を通じた社会変革の姿を示し、多様な関係者の共創などリ・デザインの取組を進め、持続可能な地域交通実現を駆動する役割が求められます。

令和5年に国土交通省が設置された検討会の1つである「地域公共交通計画の実質化に向けた検討会」の中で、各地域において、「モビリティデータを活用した、(各自治体にとって)無理なく、(地域住民や関係者にとって)難しくなく、(地域にとって)実のある計画」の実装に向け、同計画に係る課題整理や官民関係者が取り組むべき事項の検討を行われ、令和7年3月に、地域公共交通計画の立案等に当たってのモビリティデータの活用方法等を紹介した、地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」を公表されました。

これから計画策定を行う地域においては、モビリティデータを活用しつつ、課題に対して先手先手で対応できる「地域公共交通計画」へのアップデートが求められています。

3 計画策定に向けた本市の対応

上記のような、「地域公共交通計画の実質化に向けた検討会」の提言や国が作成された地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」を踏まえ、第三次山口市市民交通計画(次期山口市地域公共交通計画)を策定していくこととします。

4 次期計画策定スケジュール(見通し)

第三次山口市市民交通計画（次期山口市地域公共交通計画）	
令和8年度	
5月	令和8年度 第1回山口市公共交通委員会 ・次期計画策定方針
以降	現状把握・分析、交通事業者資料収集・モビリティデータ分析
1月	令和8年度 第2回山口市公共交通委員会 ・アンケート実施方針
令和9年度	
5月	令和9年度 第1回山口市公共交通委員会 ・課題整理 ・目標設定
6月	市民アンケート実施
7～8月	アンケート集計・分析
8月	令和9年度 第2回山口市公共交通委員会 ・次期計画中間案の協議
11月	令和9年度 第3回山口市公共交通委員会 ・次期計画素案の協議
1月	令和9年度 第4回山口市公共交通委員会 ・次期計画最終案の協議
2月	経営会議、執行部説明会、パブリックコメント
3月	計画決定

※書面開催となる地域公共交通確保維持事業（国庫補助）に係る委員会開催の表記は省略しています。

山口市公共交通委員会設置要綱

(目的)

第1条 山口市公共交通委員会（以下「委員会」という。）は、山口市の交通政策を総合的に調査審議し、まちづくりと連動した交通政策を推進することを目的とする。

(事務所)

第2条 委員会は、事務所を山口県山口市亀山町2番1号に置く。

(定義)

第3条 この要綱において、「事業計画」とは、山口市市民交通計画に基づく実施計画及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画を兼ねた計画をいう。

(事業)

第4条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 事業計画の策定及び変更に係る協議並びに実施に係る連絡調整に関すること。
- (2) 事業計画に基づく事業の実施、評価及び改善に関すること。
- (3) 交通政策に係る事業の審議に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第5条 委員会の委員は次に掲げる者（団体にあっては、その団体の役員又は職員）とする。

- (1) 山口市副市長
- (2) 学識経験者
- (3) 山口市自治会連合会
- (4) 公募市民
- (5) 国土交通省中国運輸局山口運輸支局
- (6) 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所
- (7) 山口県観光スポーツ文化部交通政策課
- (8) 山口県警察本部
- (9) 山口県防府土木建築事務所
- (10) 西日本旅客鉄道株式会社
- (11) 山口市社会福祉協議会
- (12) 山口商工会議所
- (13) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (14) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (15) その他委員長が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第7条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 監事 2名

2 前項の役員のうち、委員長は、山口市副市長とし、副委員長は、学識経験者の中から委員長が任命する。

3 監事は、委員の中から委員長が任命する。

4 委員長、副委員長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐して委員会の業務を掌理し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 委員会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを委員長に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、委員会を招集すること。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び次条の規定により議決権を行使した委員の全員の賛成をもって議決する。

5 委員長は、前項の議決された事項を、速やかに山口市長に報告しなければならない。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(書面又は代理人による表決)

第10条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに委員会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を委員会に提出しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第11条 委員会で協議が整った事項については、委員会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第12条 委員会の業務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、山口市都市整備部交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、委員長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(資金)

第13条 委員会の資金は、次の各号に掲げるものを充てる。

- (1) 国からの補助金
- (2) 第5条に掲げる委員の属する機関の負担金
- (3) その他の収入

(財務に関する事項)

第14条 委員会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員会が解散した場合の措置)

第15条 委員会が解散した場合は、委員会の収支は、解散の日をもって打ち切り、委員長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 委員会の設立初年度の委員の任期については、第6条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。